

答申第 8 号

答 申 書

平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日

珠洲市情報公開・個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

珠洲市長（以下「実施機関」という。）が、本件不服申立ての対象となった行政情報につき、不存在とした決定は、妥当であり、本件不服申立ての主張は適法なものと認められないから実施機関において却下されるものである。

第2 不服申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

不服申立人は、珠洲市情報公開条例（平成16年珠洲市条例第14号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年5月29日に次の行政情報（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

本件請求文書

平成10年度の除雪について、が「三崎計画路線のが平成9年度までのところを止める。」と電話したことを証する書面

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について行政情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、行政情報を保有していない理由を次のとおり付して、平成18年6月9日に不服申立人に通知した。

行政情報を保有していない理由

請求のあった行政情報は、廃棄又は滅失を確認する事実がなく、また保管場所にも存在しない。

3 不服申立て

不服申立人は、平成18年6月30日に本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して不服申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年7月28日に条例第18条第1項の規定により、珠洲市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分にかかる不服申立てにつき、諮問を行った。

第3 不服申立人の主張要旨

1 不服申立ての趣旨

平成10年度の除雪について、が「三崎計画路線のが平成9年度までのところを止める。」と電話したことを証する書面を不存在としたというものである。

2 不服申立ての理由

不服申立人が、不服申立書で主張している要旨は次のとおりである。

不服申立人が電話したことを証する書面が不存在であると、不服申立人が訴訟で主張する根拠を立証することができない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は次のとおりである。

(1) 行政情報不存在決定の理由

請求のあった行政情報は、廃棄又は滅失を確認する事実がなく、また保管場所にも存在しない。

(2) 不服申立人も本件請求文書を実施機関が保有していないことを知りながら不服申立てを行っている。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る行政情報は、不服申立人が実施機関に平成10年度に三崎地区の除雪をやめる旨の電話をしたとすることを記録した書面についてである。

2 本件請求文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書について請求のあった行政情報は、廃棄又は滅失を確認する事実がなく、また保管場所にも存在しないとしている。

一方、不服申立人は、平成10年度において不服申立人が実施機関に「三崎計画路線のが平成9年度までのところを止める。」と電話をしたことがわかる本件請求文書があるものとして不服を申立てている。

まず、本件請求文書について検討する。

実施機関が請求対象文書の不存在を理由とする場合として、請求対象文書が当初から物理的に存在しない場合、存在していたが一定期間保存後に廃棄された場合、

何らかの文書は存在するが当該文書が条例上の行政情報に該当しない場合がある。本件請求文書について実施機関は、平成10年度において不服申立人から電話で実施機関に申し出たことの文書がないのは、仮に電話があったとしても電話を受けた職員が当該申し出にかかる文書が作成されたかどうか不明であるとしている。珠洲市文書管理規程（昭和39年珠洲市訓令甲第1号）第43条では、口頭による事務処理上の指示又は連絡を廃止し、軽易な指示連絡であっても禁口伝票をもって行うことを原則としている。これは、行政の意思の一貫性を保持するとともに、文書が公務執行の責任を明確にするという機能をもたらしているからにほかならない。しかしながら、本件請求文書は、実施機関が保有する平成10年度の「道路除雪作業委託契約書綴」に存在しないことは明らかであり、存在していたが廃棄したこと又は滅失したことの事実を推測できる文書も保管されていないので、実施機関は本件請求文書を保有していないと認められる。

4 まとめ

条例は、行政情報の公開を請求する権利につき定めること等により、市民参加による公正で開かれた市政をより一層推進することを目的として制定されたものである。

当審査会は、条例の解釈をとおして不服申立人の主張と実施機関が行った行政情報不存在決定について判断するものであるが、不服申立人の主張は、実施機関が行った決定に対するものとは認められないから失当と判断せざるを得ない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 7月28日	諮問を受けた。(諮問案件第8号)
平成18年 6月30日	不服申立人の理由説明書を受理した。
平成18年 8月 1日	実施機関の決定にかかる理由説明書を受理した。
平成18年 8月 1日 ～ 平成18年 8月28日	事案について各委員ごとに審査した。
平成18年 8月29日 (第1回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年11月14日	不服申立人から意見書を受理した。
平成18年10月11日 ～ 平成18年12月 8日	答申案について各委員ごとに審査した。
平成18年12月18日	事案の答申を行った。